

リスク管理体制

基本認識

当社では、誠実な業務遂行、健全な財務基盤を確保し、ご契約いただいたお客さまに保険金等を確実かつ適切にお支払いすることを目的として、経営を取り巻くさまざまなリスクを把握・分析し、適切なリスクコントロールを行うことを基本としています。具体的には、「保険引受リスク」「流動性リスク」「資産運用リスク」「オペレーショナル・リスク」について、それぞれのリスクの特性に

応じた管理方法を定め、経営の健全性確保に努めるとともに、リスク管理体制の整備・高度化に取り組んでいます。

また、通常のリスク管理では対応困難な大規模災害等の危機については、危機管理規程を定め、危機予防および危機発生時の対応体制の整備に取り組んでいます。

リスク管理に関する方針、規程等

取締役会にて決議した「統合的リスク管理方針」において、統合的なリスク管理体制やリスクの定義、リスク管理の考え方等を定め、同方針で定義したそれぞれのリスクについて、リスク管理を行っていく

上での経営陣の役割等を、各リスク管理方針の中で定めています。また、これらの方針に基づく具体的なリスク管理の手法について、統合的リスク管理規程をはじめ各リスク管理規程等で定めています。

リスク管理体制

生命保険事業を通じて発生するさまざまなリスクについて、取締役会で定める統合的リスク管理方針および各リスク管理方針に基づき、リスク管理統括部および各リスク管理部門が本社、支社、子会社等および外部委託先を管理する体制としています。

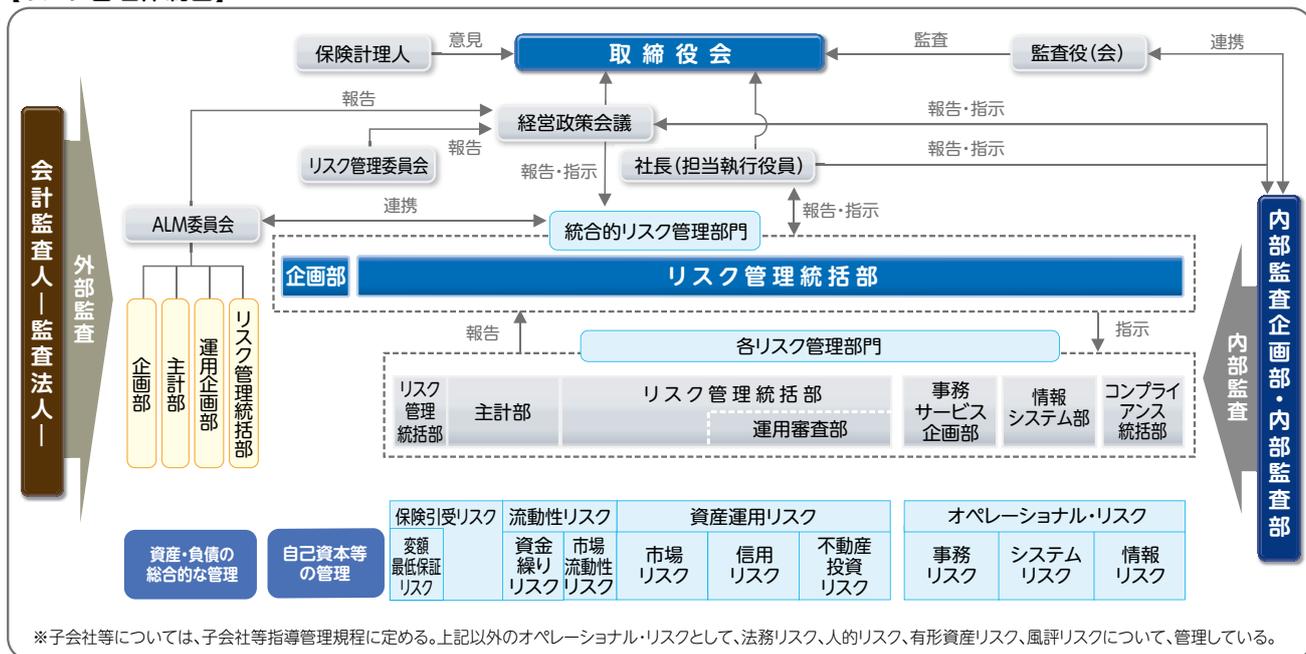
また、リスク状況の適切なモニタリング体制の確保、リスク管理に関する横断的な課題対応を目的として「リスク管理委員会」

を設置しています。

リスク管理の適切性・実効性については、内部監査部による内部監査や監査役監査、外部監査によって確認がなされています。

また、取締役会・経営政策会議は、リスク管理の状況について報告を受け、経営の意思決定を行っています。

【リスク管理体制図】



統合的リスク管理

リスク管理の目的は、将来に亘り確実な保険金の支払いを行うといった経営目標を達成するため、リスク耐性を高めるとともに、経営資源の効率化を促進することで企業価値の向上を図ることにあることから、当社においては、経済価値ベースのリスク管理*1を行っています。

また、商品・チャネルの多様化等、経営環境が変化する中で、当社はさまざまなリスクが及ぼす影響を統合的に管理するため、「保険引受リスク(保険引受リスクおよび変額最低保証リスク)」「資産運用リスク(市場リスク、信用リスクおよび不動産投資リスク)」「オペレーショナル・リスク」の各リスク量を統一的な尺度で計測し、分散

効果を考慮して統合リスク量を算出しています。

統合リスク管理においては、当社のリスク選好や各リスクの特性および当社の自己資本等(リスクバッファー)の状況を勘案し、リスク・カテゴリー毎にリスク・リミット*2を設定し、リスク状況をモニタリングしています。また、リスクバッファーやリスク・リミットに基づき定める会社全体のリスク許容度と、統合リスク量とを対比することで、自己資本等の充実度の評価を行っています。これらリスク状況は、リスク管理委員会、経営政策会議、取締役会へ定期的に報告され、適時・適切な対応の検討に役立てています。

*1 経済価値ベースのリスク管理: 資産および負債をキャッシュフローの現在価値と捉え、市場価格もしくは金融市場で観測される金利等を用いて市場と統合的な評価(経済価値評価)をした上で、その資産負債差額の変動をリスクとして捉え、管理すること。

*2 リスク・リミット: リスク・カテゴリー毎に設定する予想損失額の限度枠。

ストレス・テストの実施

当社では、統合リスク管理のリスク計測手法では把握が困難な事象として、大規模な自然災害や金融市場の大きな混乱といった最悪シナリオを想定したストレス・テストを実施し、当社の健全性に与える影響を分析しています。

ストレス・テストの結果は、リスク管理委員会、経営政策会議、取締役会に報告され、経営戦略上の対応や財務基盤の強化等の検討に役立てています。

ALM体制

ALMとは、資産 (Asset) と負債 (Liability) の総合管理 (Management) のことです。生命保険会社における負債の大半は、将来の保険金等をお支払いするために積み立てている責任準備金であり、市場環境等の悪化時にも保険金等のお支払いを確実に行うため、資産と負債を適切に管理することが重要となります。

当社では、資産負債の総合的な管理に関する課題対応を目的と

して「ALM委員会」を設置し、負債特性を踏まえた資産運用戦略や金利リスクの状況等の資産負債の総合的な管理に関する重要事項を審議する体制としております。

このように、リスクを適切にコントロールしつつ、収益の向上を図る観点から、資産と負債全体を総合的に管理する体制を構築しています。

保険引受リスク

リスクの定義

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、損失を被るリスクをいいます。保険引受リスクには、変額最低保証リスクが含まれ

ており、変額最低保証リスクとは、保険事故の発生率および金利、為替、株価等の変動に伴い、保険金等の額を最低保証している商品について、最低保証支出により損失を被るリスクをいいます。

保険引受リスク管理の取組み

保険料等の価格設定においては、保険引受リスク管理部門が、基礎データの信頼度を十分に考慮して計算基礎率が設定されていることを確認するとともに、将来収支予測等による収益性検証を行うことにより、将来の保険金等のお支払いが確実に履行できるよう十分配慮した価格設定となっていることを確認しています。

また、保険商品の開発に際して、保険事故発生率の不確実性や経済環境の変化による負債特性の変化等、内在するリスクの分析・評価をしています。

引受基準の設定においては、保険事故の予定発生率に対する

実際発生率の比較・検証等により、保険商品の基礎率等に応じて適切に設定されていることを確認しています。

さらに、収支状況、保険事故の発生率の状況および負債特性の状況等についての把握・分析、将来収支予測および変額最低保証リスク量の測定を定期的に行うなど、リスク状況のモニタリングを行っています。

保険料設定時の予測に反して、保険事故発生率の悪化等、リスクに変化がある場合には、必要に応じて「引受基準」「保険商品の販売方針」「保険料率」の変更等の措置を講じています。

◆再保険に係る方針

■再保険を付す際の方針

当社では、保有する保険引受リスクの内容、規模、集中度等を踏まえ、リスクの分散または収益の安定化等が必要な場合に、再保険の活用により、保険事業経営の安定化を図ることとしています。なお、出再内容および出再先等については、案件ごとに個別に内容を確認の上、判断しています。出再先の選定に際しては、格付等により出再先の信用力を踏まえるとともに、特定の出再先に過度な取引の集中が起こらないように留意しています。

■再保険を引き受ける際の方針

再保険の引受けに関しては、保険引受リスクが経営に影響を与えない範囲内で、リスクの特性および収益性等を踏まえ行うこととしています。なお、引受可否および内容等については、案件ごとに個別に内容を確認の上、判断しています。

流動性リスク

リスクの定義

流動性リスクは、資金繰りリスクと市場流動性リスクに大別できます。

資金繰りリスクとは、財務内容の悪化等による新契約の減少に伴う保険料収入の減少、大量ないし大口解約に伴う解約返戻金支出の増加、巨大災害での資金流出により資金繰りが悪化し、資

金の確保に通常よりも著しく低い価格での取引等を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

市場流動性リスクとは、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

流動性リスク管理の取組み

資金繰りリスクについては、日々の資金繰りの管理運営を行う資金繰り管理部門において、保険料収入・保険金支払等保険契約に関わる資金移動や資産運用関係の資金移動等、会社全体のキャッシュフローを一元的に把握するとともに、将来のキャッシュフロー予測に基づき確実に資金準備を行うこととしています。

流動性リスク管理部門は資金繰りの状況報告を受けるとも

に、資金繰りの逼迫度に応じてとるべき対応策を定め、流動性危機時等における対応体制を構築しています。

市場流動性リスクについては、資産ごとの市場規模等に基づき、一定期間内におけるキャッシュ化可能額を推計し、不測の事態に対処できるよう努めています。また、流動性の低い資産については、残高上限を設定し、定期的に確認しています。

資産運用リスク

リスクの定義

資産運用リスクとは、次の3つをいいます。

- ①市場リスク・・・金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク
- ②信用リスク・・・信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オ

フ・バランスを含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク

- ③不動産投資リスク・・・賃貸料等の変動等を要因として、不動産に係る収益が減少する、または、市況の変化等を要因として不動産価格が下落し、損失を被るリスク

資産運用リスク管理の取組み

当社では、資産運用リスクについて、財務基盤の強化を図るためにリスクを削減することを基本とし、削減するリスクと、コントロールを行って収益の確保を図るリスクを明確にした上で、適切な管理を行うこととしています。

そして、幅広い投融资対象やデリバティブ（金融派生商品）取引等の高度な資産運用手法が内包するリスクを、「市場リスク」「信用リスク」および「不動産投資リスク」に大別し、リスクの定量的かつ統合的な把握・管理に努めています。

リスク量の計測、統合的な管理ならびに個別投融资案件の審査・管理を担う資産運用リスクの管理部門は、投融资の執行部とは独立しており、組織面においても内部牽制機能を確認し、資産運用リスク管理体制をより一層厳格なものとしています。また、資産運用リスク管理の基本方針を制定するとともに、リスク管理の枠組みから具体的なリスク管理手法までを規程・基準として細かく定義し、各執行部に遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っています。

(1)市場リスク

市場リスクを有する主な資産は、公社債、株式、外国証券等の有価証券や貸付金です。これらの資産および負債の価値が、マーケットの変化によりどの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、リスク量としてVaR*を計測し、これを市

場リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理しています。なお、資産・負債ポートフォリオの価値は日々変動するため、モニタリングは日々行っています。

* VaR（バリュー・アット・リスク）：過去の株価や金利の変動率をリスクの大きさと捉え、現在保有する資産・負債ポートフォリオに過去の変動率を当てはめて理論的に算出した、一定の確率の下で生じる最大損失金額。

(2)信用リスク

信用リスクを有する主な資産は、貸付金、公社債等です。個別投融资先に対し信用力に応じた社内格付*1を付与するとともに、定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しています。さらに、社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率や、デフォルト

発生時の投融资元本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーション*2により、信用リスクを有する資産全体のリスク量としてVaRを計測し、信用リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理を行っています。

*1 社内格付（制度）：投融资先のキャッシュフロー生成能力、財務体力等を総合的に評価した信用力に応じて10ランクに区分し、投融资判断の基準およびポートフォリオ全体の信用リスク状況を把握・分析するための基準として利用している。

*2 モンテカルロ・シミュレーション：乱数を用いて統合的な損益額の分布を生成し、リスク量を計測する手法。

(3)不動産投資リスク

不動産への投資においては、物件ごとの取得価額の妥当性あるいは収益見込みの検証を実施することで、投資対象を選別するとともに、投資対象物件の立地、用途等の観点から不動産ポートフォリオの分散を図っています。また、既存投資物件についても、定期

的に投資利回りの検証、収益予測の見直しを行い、採算性が低い物件を重点管理しています。ポートフォリオ全体のリスク状況については、リスク量としてVaRを計測し、不動産投資リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理しています。

オペレーショナル・リスク

事務リスク

リスクの定義

事務リスクとは、正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。

事務リスク管理の取組み

当社では、事務リスクを適切に管理することにより、業務の健全かつ適切な運営を図るため、事務リスク管理方針に基づいて事務リスクの極小化に務めており、本社、支社、海外駐在員事務所等の各組織が、社内規定等に則って事務を執行し、それに伴うリスクを自律的に管理しています。

事務リスク管理部門は、PDCAサイクル*の継続的実践による全社的な事務リスク管理に努めています。各組織は、事務リスクの顕

* PDCAサイクル：Plan(計画)、Do(実施・実行)、Check(点検・評価)、Action(処置・改善)のサイクルを繰り返すことで継続的な業務改善を行う仕組み。

在化の未然防止に取り組むとともに、事務リスクが顕在化した場合には、お客さま対応をはじめとして、原因分析、再発防止策の策定等の必要な対応を、的確かつ速やかに行うよう努めています。また、事務リスク管理部門が把握した事務リスクの状況については、原因分析等を行った上で、取締役会等へ定期的に報告しています。

なお、事務遂行状況の適正性については、内部監査部による確認もあわせて行っています。

システムリスク

リスクの定義

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンもしくは誤作動等のシステム不備等、またはコンピュータの不正使用等により損失を被るリスクをいいます。

システムリスク管理の取組み

システムリスク管理においては、当社の業務・サービスを根幹で支え、大切なお客さまの情報を管理しているコンピュータシステムの安定的かつ安全な稼働を確保するために、セキュリティポリシーおよびシステムリスク管理方針に基づいた各種対策の実施とシステムの運行管理に努めています。具体的には、故障・障害等の発生に備えたバックアップの仕組みの整備、お客さま情報の漏えいやシステムへの不正なアクセス等防止対策の実施、さらには、インター

ネットによるサービスをお客さまに安心してご利用いただけるよう、ファイアウォールの設置や暗号化技術の利用等、セキュリティ対策の実施にも努めています。

また、当社では、メインのコンピュータセンターを関西に、バックアップセンターを関東に設置しており、大規模災害等不測の事態の発生時にも、お客さまへのサービスの継続的なご提供と迅速な対応が行える体制の維持・確保にも取り組んでいます。

情報リスク

リスクの定義

情報リスクとは、顧客情報等の漏えい、滅失、き損等により損失を被るリスクをいいます。

情報リスク管理の取組み

情報リスク管理においては、顧客情報等が漏えいし、お客さまの大切な権利・利益や当社の健全な業務運営が損なわれることがないように、セキュリティポリシーおよび情報リスク管理方針に基づいて、顧客情報等を適切に管理しています。具体的には、保管・送付・廃棄等の各段階における顧客情報等の適切な取扱いを社内規定として明確化し、これらのルールを社内報や社内研修等の機会を通じて従業員に周知徹底するとともに各組織の情報管理状況を把握し、必要な対策を講じています。さらに、情報リスクの状況や課題についての全社横断的な審議機関として、「お客さま情報等保護小

委員会」をリスク管理委員会傘下に設置し、安全管理を推進しています。

また、顧客情報等の取扱いの一部を外部に委託する場合も、顧客情報等の安全管理が図られるよう、適切な委託先を選定するとともに、委託先の義務と責任を明確に規定した契約書を締結する等、適切に監督しています。このような顧客情報等の安全管理状況については、内部監査部が実施する内部監査でも適宜確認しており、確認結果に基づき安全管理措置の充実・強化に取り組んでいます。

◆大規模災害等への対策について

当社では、大規模な災害や深刻な風評被害の発生など、通常のリスク管理だけでは対処できない危機が発生した場合の対応体制を「危機管理規程」に定めています。また、この規程に基づいて、大地震をはじめとする大規模な災害等に対する対応内容を「大規模災害等対策マニュアル」に定め、被災下で会社の意思決定・事務遂行能力を維持するための体制や、被災時の保険手続きに関する事務体制・復旧手順等を規定しています。加えて、万一の際にこれらの対応内容が有効に機能するよう随時マニュアルの見直し・改定を行うなど、平時より体制の維持・向上に努めています。

先の東日本大震災においても、このマニュアルに基づいて地震

発生直後に危機対策本部を立ち上げ、対策本部の意思決定のもと、保険金等のお支払をはじめとするお客さまへの対応を迅速に行ってまいりました。

一方で、当社では本社ビルやシステムセンター等の本社機能が停止する場合を想定し、保険金等支払などの重要業務を継続するための対応を「業務継続計画(BCP)」に定めています。また、この計画に基づき、災害やテロ、新型インフルエンザ発生時等の対応の詳細を「業務継続マニュアル」として策定するなど、お客さまの信頼に十分にお応えするために迅速かつ適切な対応が行えるよう体制を整備しています。